

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年12月11日 15時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港（鳥羽港東防波堤） 鳥羽港東防波堤灯台から真方位171° 150m付近 （概位 北緯34° 29.4′ 東経136° 50.8′）
事故の概要	漁船 ^{やまなか} 山中丸は、北進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和6年1月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 山中丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	ME2-5060（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に凹損 防波堤 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が操舵スタンドの前に立った姿勢で操船に当たり、鳥羽港北東方にある目的港に向けて鳥羽港内を約5ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長は、鳥羽港東防波堤（以下「本件防波堤」という。）付近で、突然意識を失った状態となり、本件防波堤に衝突した衝撃で意識が戻り本船を停船させ、自身の頭部に負傷を認め、本船の船首部に損傷が生じていることを確認した後、目的港に自力で到着した。</p> <p>船長は、意識が戻ったときに左舵を取っていることを確認した。</p> <p>船長は、本事故後、医療機関で診察を受け、頭部創傷と診断されたが、意識を失ったことについては診断されなかった。</p>
分析	本船は、本件防波堤付近を北進中、船長が意識を失った状態で航行を続けたことから、本件防波堤に衝突したものと考えられるが、意識を失ったことについては診断がなく、意識不明になった原因を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、本件防波堤付近を北進中、船長が意識を失った状態で航行を続けたことにより、本件防波堤に衝突したものと考えられる。